

第3号議案

京都地方税機構個人情報保護条例一部改正の件

京都地方税機構個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月26日提出

京都地方税機構
広域連合長 山崎 善也

京都地方税機構個人情報保護条例の一部を改正する条例

京都地方税機構個人情報保護条例（平成21年京都地方税機構条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第9項」に改める。

第41条中「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。次条において「法」という。）第40条第1項」を「法第143条第1項」に改める。

第42条中「第42条第1項」を「第145条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。